

通訳案内業法

1. 案内情報

- 手続名 : 通訳案内業免許証の再交付又は書換え
- 手続根拠 : ・通訳案内業法第9条
・通訳案内業法施行規則第14条
- 手続対象者 : 通訳案内業者
- 提出時期 : 免許証を亡失、若しくは著しく損じたとき、又は免許証の記載事項に変更を生じたとき
- 提出方法 : 再交付の場合は再交付申請書に、書換えの場合には書換え申請書を作成の上、都道府県知事に申請してください。また、住所地に変更のある場合は、新住所地を管轄する都道府県知事に申請してください。
- 手数料 : 申請する都道府県観光担当課に確認してください。
- 添付書類・部数 : 再交付の場合は、合格証の写し及び写真（最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8cm、横5.5cmのものであって、台紙をつけないもの）2葉
書換えの場合は、通訳案内業免許証及び写真（最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8cm、横5.5cmのものであって、台紙をつけないもの）2葉
- 申請書様式 : 申請する都道府県観光担当課に確認してください。
- 記載要領・記載例 : 申請する都道府県観光担当課に確認してください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 各都道府県観光担当課
- 受付時間 : 各都道府県観光担当課に確認してください。
- 相談窓口 : 各都道府県観光担当課